

## 地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保を求める意見書

道路は、地域住民が生活していく上で必要不可欠なものであり、また、経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本となっている。

しかしながら、和歌山県南部における道路整備は大きく立ち遅れている上、市町村合併で広大な行政区域となった当市においては、市が一体となって発展していくためにも、市内の幹線道路網の整備が課題となっている。

高速道路については、近畿自動車道紀勢線みなべ～田辺間が完成間近となり、田辺～白浜間は設計協議が進められているが、高速道路は、「生活向上の道」であり、また東南海・南海地震などの大規模災害時における代替道路や緊急輸送道路ともなる「命の道」でもあることから、早期の整備が強く望まれている。

また、世界文化遺産である「紀伊山地の霊場と参詣道」などの魅力ある地域資源を最大限に生かし、地域の活性化を図っていくためには、広域観光ルートやアクセス道路の整備が急務となっている。

昨年末に、政府・国会による「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する市民のニーズは依然として高いことを踏まえ、地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保に関し、次の事項について留意されるよう強く要望する。

### 記

1. 道路特定財源は受益者負担という趣旨にのっとり、道路整備のために必要な財源として確保すること。
2. 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画の策定に当たっては、地方の声や道路整備の実情に配慮するとともに、地方が真に必要とする道路整備は計画的かつ着実に進めること。
3. 地方の自立的発展に不可欠な、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に促進すること。
4. 特に、懸念されている東南海・南海地震に備え、「命の道」でもある高速道路をはじめ主要道路網の早急な整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年7月4日

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

衆議院議長

参議院議長